

愛知県高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この連盟は、愛知県高等学校体育連盟という。

第2条 この連盟は、事務局を名古屋市中区新栄一丁目49番10号愛知県教育会館内に置く。

第2章 目的

第3条 この連盟は、高等学校に係る体育・スポーツの振興を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高等学校に係る体育・スポーツ大会の開催
- (2) 高等学校に係る体育・スポーツ活動に関する調査研究及び講習会、研究大会の開催
- (3) 高等学校に係る体育・スポーツ活動の指導・普及発展に関する資料の整備及び提供
- (4) その他この連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

第5条 この連盟は、その目的・事業に賛同し、評議員会において認められた愛知県下の高等学校（以下「加盟校」という）をもって組織する。

第6条 この連盟に次の組織を置き、当該各号に定めるところにより組織する。

- (1) 支部 別に定める区域の全日制課程を設置する加盟校
- (2) 定時制・通信制課程部 定時制課程又は通信制課程を設置する加盟校
- (3) 専門部 競技別に区分した全日制課程を設置する加盟校
- (4) 定時制・通信制課程専門部 競技別に区分した定時制課程又は通信制課程を設置する加盟校
- (5) 総務部 すべての加盟校
- (6) 研究部 すべての加盟校

2. 前項各号の組織に関する事項は、別に定める。

第7条 この連盟は必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第5章 役員

第8条 この連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 10人以内

- (3) 理事長 1人
- (4) 常任理事 40人以内
- (5) 理事 130人以内
- (6) 評議員 300人以内
- (7) 監事 10人以内

第9条 会長は、評議員会において選任する。

- 2. 会長は、この連盟を代表し、この連盟の会務を統括する。

第10条 副会長は、評議員会において選出し、会長が委嘱する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第11条 理事長は、副会長のなかから会長が委嘱する。

- 2. 理事長は、会長の指示を受けてこの連盟の会務を処理する。

第12条 常任理事は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2. 常任理事は、常任理事会を組織し、この連盟の会務の執行について理事会に対し助言する。
ただし、役員等の表彰に関する事項については、これを議決することができる。

第13条 理事は、次のもののなかから選出された者を評議員会において推薦し、会長が委嘱する。

- (1) 加盟校の校長
- (2) 支部
- (3) 定時制・通信制課程部
- (4) 専門部
- (5) 定時制・通信制課程専門部
- (6) 総務部
- (7) 研究部

- 2. 会長は、次のもののなかから若干名の理事を委嘱することができる。

- (1) 愛知県教育委員会事務局職員
- (2) 名古屋市教育委員会事務局職員
- (3) 本連盟事務局職員

- 3. 理事は、理事会を組織し、この連盟の会務の執行について必要な事項を議決する。

第14条 評議員は、各加盟校から1名選任する。ただし、定時制課程又は通信制課程を併置する加盟校にあつては別に1人、校舎にあつては各校舎から1人を選任する。

- 2. 評議員は評議員会を組織し、この連盟の重要事項を議決する。

第15条 監事は、評議員会において推薦し、会長が委嘱する。

- 2. 監事は財務を監査する。

第16条 この連盟に顧問を置くことができる。

- 2. 顧問は、評議員会において推薦し、会長が委嘱する。

3. 顧問は、重要事項に関し会長の諮問に応じる。

第 17 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 6 章 会 議

第 18 条 この連盟の会議は、評議員会、理事会及び常任理事会とする。

第 19 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事の代表をもって構成する。

第 20 条 会議は、会長が招集する。

第 21 条 評議員会の議長は、会長とする。

2. 理事会又は常任理事会の議長は、理事長とする。

第 22 条 会長は、必要に応じてその他の会議を招集することができる。

第 7 章 会 計

第 23 条 この連盟の経費は学校分担金、競技会分担金及びその他の収入をもって充てる。

第 24 条 学校分担金及び競技会分担金については別に定める。

第 25 条 この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 8 章 事 務 局

第 26 条 この連盟の会務を処置するために事務局を設置し、必要な職員を置く。

2. 事務局に関する事項は、別に定める。

第 9 章 補 則

第 27 条 この規約は、評議員会において同意を得なければ改正することができない。

第 28 条 この規約の施行に関して必要な規定は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 13 年 4 月 1 日から一部改正

3. 平成 17 年 4 月 1 日から一部改正